

山口市土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営を合理化し、農業生産力を維持発展させるため土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体（以下「事業主体」という。）が行う土地改良事業又は防災事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象等)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内で別表第1から第3までに掲げる事業を行うに要する経費について、それぞれ同表に定める補助率により当該事業主体に対し、補助金を交付する。

市長は、別表第1から別表第3までに掲げる事業を行うに要する経費について特に必要があると認めるときは、前項の規定により交付する補助金のほか、毎年度予算の範囲内で別に定める補助率により当該事業主体に対し、補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、土地改良事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付指令書（様式第2号）によりその旨を当該事業主体に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更の申請)

第5条 前条の規定による通知を受けた事業主体（以下「補助事業主体」という。）は、当該通知に係る事業計画の内容を変更しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、土地改良事業計画変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 工種を新設し、変更し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 工種の構造又は工法若しくは施行箇所を変更しようとするとき。
- (3) 工種別の工事量の増減で、その増減額がその工事費の10パーセントを超える増減をしようとするとき。
- (4) 工種別の工事費の増減で、その増減の額がその工事費の10パーセントに相当する額を超える増減をしようとするとき。
- (5) 関係面積を増減しようとするとき。
- (6) 工事雑費の流用により工事費を増減しようとするとき。

(事業繰越の承認の申請)

第6条 補助事業主体は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、土地改良事業繰越承認申請書（様式第4号。以下「繰越承認申請書」という。）を速やかに市長に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業主体は、事業を完了し、補助金の交付を申請しようとするときは、土地改良事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を当該事業を完了した日から起算して30日

以内、又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、実績報告書の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う審査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業主体に通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

(他の用途への使用禁止)

第9条 補助金の交付を受けた事業主体は、その補助金を他の用途へ使用してはならない。

(事業の着手又は完了の届)

第10条 補助事業主体は、事業に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく土地改良事業着手完了届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

(報告及び検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業主体又は補助金の交付を受けた事業主体に対して報告を求め、又は書類、帳簿及び事業施行の状況を検査し、その他監督上必要な指示をすることができる。

(事業の施行方法による特例)

第13条 市長が補助事業主体から委託を受けて行う事業については、変更承認申請書、繰越承認申請書、実績報告書及び届書の提出を省略できるものとする。

(補助金の交付の決定の取消等)

第14条 市長は、補助事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施工方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 精算額が予算額に比べて減少したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業主体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、補助事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業主体に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、合併前の土地改良事業等補助金交付規則(昭和49年山口市規則第27号)、小団地開発整備事業補助金交付規則(昭和32年秋穂町規則第1号)、秋穂町耕地等整備事

業補助金交付規則（昭和 54 年秋徳町規則第 5 号）、秋徳町土地改良事業補助金交付要綱（平成 10 年秋徳町制定）、小団地開発整備事業補助金交付規則（昭和 36 年徳地町規則第 7 号）、徳地町土地改良事業補助金交付規則（昭和 39 年徳地町規則第 12 号）又は小団地草地改良事業補助金交付規則（昭和 44 年徳地町規則第 9 号）（以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（補助率の特例）

- 3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 17 年度に採択された事業の補助率は、合併前の規則、要綱の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

（阿東町の編入に伴う経過措置）

- 2 この要綱の施行の前日までに、編入前の土地改良事業助成に関する条例（昭和 50 年阿東町条例第 27 号）及び土地改良事業助成に関する条例施行規則（昭和 50 年阿東町規則第 19 号）（以下「編入前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（阿東町の編入に伴う補助率の特例）

- 3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年度に採択された事業の補助率は、編入前の条例等の例による。

（令和 3 年度から令和 1 2 年度までの補助率の特例）

- 4 第 2 条の規定にかかわらず、別表第 1 に規定する防災重点農業用ため池緊急整備事業を行う場合並びに別表第 2 に規定する危険ため池整備事業のうち、県で危険ため池指定及び防災重点農業用ため池の指定を受けているものであって、ため池の廃止事業を行う場合又は公共性が高いと市長が認めるため池防災事業を行う場合の補助率は同表で定める補助率に 2 %を加えた率とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

国庫補助土地改良事業

区		分		補助率
1 かんがい排水事業				
	新農業水利システム保全対策事業		団体営	10 %
2 基盤整備促進事業				
	基盤整備促進事業 農地等高度利用促進事業	農道	団体営 <中山間>	25 %
		農業用排水施設・暗 きょ排水・客土		20 %
	区画整理	団体営 <中山間>	17 % 12.5 %	
3 中山間地域総合整備事業				
	中山間地域総合整備事業	農道	団体営	25 %
		農業用排水施設・暗 きょ排水・客土		
	区画整理	団体営	12.5 %	
4 農地防災事業				
	ため池等整備事業 下段括弧書きは 危険ため池でない場合	小規模3	団体営 <中山間>	8 %
				(8) %
	農業用河川工作物応急対 策事業	小規模 ・事業費 800 万円～ 5,000 万円未満	団体営 <中山間>	11%
	防災重点農業用ため池緊 急整備事業 下段括弧書きは 危険ため池でない場合	小規模	団体営 <中山間>	8% (8) %
5 その他土地改良事業		全部	団体営	その都度市長が 定める率

別表第2（第2条関係）

単県土地改良事業

区	分	補助率
1 農林漁業生産基盤整備	農道整備事業 かんがい排水事業 ほ場整備事業 水田高機能化対策事業	80%から「山口県単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱（平成9年4月1日制定）」に基づく県の補助率（以下「県補助率」という。）を除いた率
	危険ため池整備事業 県で危険ため池指定を受けているもの又は県で危険ため池指定及び防災重点農業用ため池指定を受けているもの	80%から県補助率を除いた率 98%から県補助率を除いた率
2 農山漁村生活環境基盤整備		80%から県補助率を除いた率
3 その他土地改良事業		その都度市長が定める率
4 農業用施設災害応急仮工事		1万円(機械：2万円)を超える全額

※ただし、振興山村地域及び傾斜度30度以上の農道において事業を施行する場合（危険ため池整備事業を施行する場合を除く。）の補助率は、市長の定める率とする。

別表第3（第2条関係）

災害復旧事業

区 分		補助率
1 災害復旧事業	農業用水路・頭首工・ため池、揚水施設	27.5%
	農業用排水施設・農業用道路	35%
	農地	30%
2 災害復旧単独事業	農業用施設	70%
	農地	50%

（あて先）山口市長

住所 法人の場合にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

年度土地改良事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり事業を行いますので、補助金 円を交付されますよう、
山口市土地改良事業補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

- 1 事業の内容及び経費配分（別紙第1）
- 2 事業計画の概要（継続事業の場合）（別紙第2）
- 3 事業の完了予定年月日： 年 月 日
- 4 収支予算書（別紙第3）
- 5 予算書の写し
- 6 実施設計書

別紙第1

事業の内容及び経費配分

地区名	事業名	工種	事業主体	事業量	事業費	事業費負担区分			摘要
						補助金	市補助金	地元負担金	
					円	円	円	円	

注：1 事業名の欄には、国庫補助対象土地改良事業、単県土地改良事業又は災害復旧事業に別表区分欄の番号を付して記載すること。

2 工種の欄には、ため池工、頭首工、用水路工、排水路工、道路工等事業の主体となっている工種名を記載すること。

別紙第2

事業計画の概要

地区名	事業名	工種	総量		前年度まで		本年度		翌年度以降		請負 直営 の別	工期	摘要
			事業 量	事業 費	事業 量	事業 費	事業 量	事業 費	事業 量	事業 費			
				円		円		円		円		年 月 日から 年 月 日まで	
												年 月 日から 年 月 日まで	
												年 月 日から 年 月 日まで	
												年 月 日から 年 月 日まで	
												年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 工種の欄は、様式第1号別紙第1に準じて記載すること。
 2 請負、直営の別の欄は、本年度工事について記載すること。
 3 工期の欄は、全体設計に基づいて記載すること。

別紙第3

収支予算書

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
市 補 助 金					
地 元 負 担 金					
計					

支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第2号（第4条関係）

第 号

団 体 名
代表者氏名

年 月 日付で申請のあった 年度土地改良事業について、山口市土地改良事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を下記の条件を付して交付する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- 1 この補助金は、土地改良事業に対して交付するものであるから他の目的に使用してはならない。
- 2 事業終了後は、遅滞なく事業実績報告書を提出すること。

（あて先）山口市長

住所 〔法人の場合にあつては、その主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名〕(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

年度土地改良事業計画変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた事業について、別紙理由書に記載した理由により、事業内容を変更したいので承認されるよう山口市土地改良事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

追加交付

なお、あわせて補助金 円の を申請します。

減 額

- 1 理由書
- 2 事業の内容及び経費配分（様式第1号 別紙第1）
- 3 収支予算書（様式第1号 別紙第3）

注 2及び3の添付書類には、その変更前を赤字で上段に、変更後を黒字で下段に記載すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）山口市長

住所 〔法人の場合にあつては、そ
の主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名〕（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年度土地改良事業繰越承認申請書

別紙事業繰越調書のとおり事業繰越をしたいので、承認されるよう山口市土地改良事業補助金交付
要綱第6条により申請します。

別紙

年度土地改良事業繰越調書

1 繰越明細

地区名	事業名	工種	計 画			年度内完成予定高				翌年度繰越予定額				備考
			事業 量	事業 費 (A)	補助 金	事業 量	事業 費 (B)	補助 金	出来高 (B/A)% 及び確認 年月日	事業 量	事業 費	補助 金	事業完 了予定 年月日	
				円	円		円	円	円		円	円		

附表

工 事 工 程 表

工 種	月		〰	月		〰	月	
	10日	20日		10日	20日		10日	20日

2 繰越しの理由

注 各工種別に繰越を必要とする理由を具体的に記載すること。

別紙第2

収支精算書

収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	

（あて先）山口市長

住所 〔法人の場合にあつては、その主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名〕（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

着手
年度土地改良事業 届
完了

年 月 日 事業（ ） に着手
しましたので、山口市土地
を完了

改良事業補助金交付要綱第10条の規定によりお届けします。